証券コード7215
2021年６月９日

株 主 各 位

神奈川県川崎市幸区堀川町 580番地
株式会社ファルテック
代表取締役社長　文屋仁志

第17回定時株主総会招集ご通知

拝啓　日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
　さて、当社第17回定時株主総会を下記により開催致しますので、ご通知申し上げます。
　なお、本株主総会における新型コロナウイルスの感染リスクを避けるため、株主の皆様には、株主総会当日のご来場を見合わせていただき、書面による議決権行使を行っていただくことをご推奨申し上げます。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年６月23日（水曜日）午後６時までに到着するようご返送下さいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

１．日　　時　2021年６月24日（木曜日）午前10時(受付開始:午前９時30分)
２．場　　所　神奈川県川崎市幸区堀川町 580番地
　　ソリッドスクエア 西館18階 当社会議室
３．目的事項
　報告事項
　１．第17期（2020年４月１日から2021年３月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
　２．第17期（2020年４月１日から2021年３月31日まで）計算書類報告の件
　決議事項
　議　　案　取締役９名選任の件

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。
株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.faltec.co.jp/ir）に掲載させていただきます。
本株主総会の決議結果につきましては、書面による決議通知の送付に代えて株主総会終了後にインターネット上の当社ウェブサイト（https://www.faltec.co.jp/ir）に掲載させていただきます。

株主総会にご出席の株主様へのお土産はご用意しておりませんので、あらかじめご了承下さいますようお願い申し上げます。

配当金のお知らせ

当社は、2012年１月18日の臨時株主総会決議により、剰余金の配当等の決定を株主総会によらず、取締役会で行うことが出来る旨の定款規定を設けております。

この当社定款規定に基づき、2021年５月24日開催の取締役会におきまして、第17期（2020年４月１日から2021年３月31日まで）の期末配当金のお支払につき、次のとおり決議致しましたのでお知らせ致します。

１．期末配当金	１株につき　金 29円
２．効力発生日 並びに支払開始日	2021年６月10日（木曜日）

（添付書類）

事　業　報　告

（2020年４月１日から
2021年３月31日まで）

１．企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当社グループを取り巻く経営環境は、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大により経済活動が停滞しておりましたが、政府の経済支援施策やワクチン接種の開始等により緩やかな回復基調に入りつつあります。然しながら新型コロナウイルス感染症変異種の出現や世界的な半導体の供給不足等あり、先行きは不透明な状況が続いております。

当社グループの属する自動車業界の概況は、グローバル生産・販売台数が当第３四半期以降は堅調に回復しつつありましたが、一部半導体の供給不足に伴うお客様の生産調整影響が出始めております。

このような情勢の中、当連結会計年度の売上高は、新型コロナウイルス感染症影響によるグローバルでのお客様生産・販売台数減の影響を受け69,799百万円（前連結会計年度比18.2%減）となりました。

営業利益は、売上高減少に伴う利益減影響をものづくり原価低減活動や経費削減により補い1,960百万円（前連結会計年度比9.2%減）となりました。この結果、当社が重要視している連結営業利益率は2.8%となり、前連結会計年度比0.3ポイント改善しました。

経常利益は、営業外収益として新型コロナウイルス感染症に関連する助成金収入687百万円等を計上したことにより2,835百万円（前連結会計年度比34.9%増）となりました。

親会社株主に帰属する当期純利益は、1,363百万円（前連結会計年度比24.0%減）となりました。なお前連結会計年度には、固定資産売却益1,538百万円を一過性の特別利益として計上しております。

セグメントの業績は、以下のとおりであります。

（日本）

売上高（セグメント間売上高を含まない）は、お客様の生産・販売台数が回復基調にあるものの、上半期に新型コロナウイルス感染症拡大の影響でお客様の生産台数・販売台数が落ち込んだこと等により55,752百万円（前連結会計年度比16.7%減）となりました。セグメント利益は、売上高減少に伴う利益減の影響があったものの、ものづくり原価低減活動や経費削減を推進し、2,346百万円（前連結会計年度比4.7%減）と前年並みの利益水準となりました。なお日本のセグメント利益率は4.2%となり、前連結会計年度比0.5ポイント改善しております。

（アジア）
売上高（セグメント間売上高を含まない）は、日本セグメント同様にお客様の生産台数が落ち込んだこと等により9,690百万円（前連結会計年度比11.2%減）となりました。セグメント利益は、売上高減少に伴う利益減の影響をものづくり原価低減活動や経費削減を推進したこと等で補ったことに加え利益率の高い製品の売上高構成比が上がったことにより1,113百万円（前連結会計年度比19.3%増）となりました。
（北米他）
売上高（セグメント間売上高を含まない）は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響でお客様の生産工場で長期に操業を停止していたこと等により4,357百万円（前連結会計年度比41.6%減）となりました。セグメント損失は、売上高減少に伴う利益減の影響等により1,470百万円（前連結会計年度は1,327百万円のセグメント損失）となりました。

② 設備投資の状況
自動車部品生産用の生産設備・金型・冶工具を中心に実施し、投資総額は3,926百万円となりました。

③ 資金調達の状況
増資あるいは社債発行等による資金調達は実施しておりません。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況
該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況
当社は、当連結会計年度において連結子会社であった広東発爾特克汽車用品有限公司への出資持分の全てを広東時利和汽車事業集団有限公司へ譲渡しております。

(2) 財産及び損益の状況

区　分	第14期 (2017年度)	第15期 (2018年度)	第16期 (2019年度)	第17期 (当連結会計年度) (2020年度)
売上高(百万円)	87,535	90,701	85,312	69,799
経常利益(百万円)	1,686	2,225	2,101	2,835
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	831	1,038	1,794	1,363
1株当たり当期純利益(円)	88.72	110.79	191.38	145.45
総資産(百万円)	70,480	71,297	69,826	69,463
純資産(百万円)	19,052	18,779	20,070	21,158
1株当たり純資産(円)	1,809.06	1,800.88	1,920.94	2,027.76

(注)　1．「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号　平成30年２月16日）等を第15期の期首から適用しており、第14期の総資産の金額については、当該会計基準等を遡って適用した場合の金額となっております。

2．１株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式控除後）により、１株当たり純資産は、期末発行済株式総数（自己株式控除後）により算出しております。

3．第14期は、自動車完成車メーカーの無資格検査問題による急速な減産に伴うロスや、中国における競争激化の影響等があったものの、国内における新商品販売増等による増収効果等により営業利益・経常利益は増益となり、親会社株主に帰属する当期純利益は831百万円となりました。

4．第15期は、国内における新商品販売増等による増収となりました。営業利益・経常利益は増収効果等により増益となり、親会社株主に帰属する当期純利益は1,038百万円となりました。

5．第16期は、グローバルでお客様の販売・生産台数減の影響を受け減収となりました。営業利益は国内でのコスト低減活動が進んだこと等により増益、経常利益は為替差損や事業所閉鎖損等により減益となり、親会社株主に帰属する当期純利益は固定資産売却益等により、1,794百万円となりました。

6．第17期は、前記「①　事業の経過及び成果」に記載のとおりであります。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

会社名	当社株式の持株数	議決権比率	当社との関係内容
TPR㈱	5,207,100株	55.5%	親会社より役員として３名在籍

・当社は親会社であるTPR㈱との間で覚書を締結し、当社の経営活動の独立性を尊重する旨に合意しております。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	事業内容
㈱アルティア	350百万円	100.0%	自動車検査・整備機器及び自動車製造用設備機器の製造販売
FALTEC EUROPE LIMITED	59.9百万英ポンド	100.0%	自動車外装部品の製造販売
FALTEC AMERICA,INC.	1,001千米ドル	100.0%	自動車外装部品及び自動車純正用品の製造販売
佛山発爾特克汽車零部件有限公司	25,000千米ドル	100.0%	自動車外装部品の製造販売
湖北発爾特克汽車零部件有限公司	110百万中国元	51.0%	自動車外装部品の製造販売
FALTEC SRG GLOBAL (THAILAND) CO., LTD.	662.7百万タイバーツ	80.0%	自動車外装部品の製造販売

（注）当社の連結子会社は、上記重要な子会社６社を含む８社であります。
また、非連結子会社は２社であります。

③ 持分法適用関連会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	事業内容
㈱いしかわファルテック	49百万円	49.0%	めっき及び塗装等表面処理、加工製造販売

(4) 対処すべき課題

当社の課題は、ものづくり力の強化であり、お客様に選んでいただくための競争力ある製品の開発、生産を継続的に実現していくことです。

また、お客様のニーズに基づいた新商品開発力を強化し、魅力ある新商品開発のスピードアップを図り、タイムリーに提供していくことも欠かせません。併せて、各機能でのグローバルマネジメントの強化や、各拠点・工場のものづくり方式の標準化も重要な課題であり、これらの推進により、効率的な拠点運営、管理水準の向上を狙いたいと考えております。

新型コロナウイルス感染症影響については、従業員やステークホルダーの皆様の安全確保を最優先に、刻々と変化する状況に対し迅速かつ適切に対応して参ります。

上記を踏まえた中期事業方針は、以下のとおりです。

＜事業方針＞

連結営業利益率５％を達成目標とする。

1）新規のお客様向けの受注活動を強化し、その推進体制を確保する
2）製造現場ではコスト競争力向上のための自動化投資を行う
3）モール部品、塗装部品の競争力ある工程を更に進化させる
4）英国の利益確保に重点的に取り組む
5）営業・購買機能をグローバルに拡大し、特に中国の受注活動を強化する
6）開発と生産技術との融合を推進し、図面の質向上を実現する
7）新商品開発は他機能との連携を強化し、開発を加速する
8）原価管理活動を推進し、競争力のある原価を実現する
9）クロスファンクショナルな活動の拡大により、業務効率化の課題解決を加速する

(5) 主要な事業内容（2021年３月31日現在）

当社グループは当社、子会社10社及び関連会社１社で構成され、自動車外装部品・自動車純正用品及び関連機器の開発、製造、販売を主要事業としております。

事業内容	主要製品
自動車外装部品事業	ラジエターグリル、ウインドウモール、ミリ波レーダーカバー 等
自動車純正用品事業	TCU（Telematics Communication Unit）、リモコンエンジンスターター、リアビューカメラ、エアロパーツ 等
自動車関連機器事業	自動車検査・整備用機器 、自動車製造用設備・機器 、パワーシステム

(6) 主要な営業所及び工場（2021年３月31日現在）

当社	本社：神奈川県川崎市 工場：福岡県京都郡苅田町、福岡県京都郡みやこ町、群馬県館林市、福島県いわき市 先行開発センター：神奈川県横浜市 電装システム開発 安城地区：愛知県安城市
㈱アルティア	本社：東京都江戸川区 工場：福島県いわき市
FALTEC EUROPE LIMITED	本社・工場：英国テイン＆ウェア州
FALTEC AMERICA, INC.	本社：米国テネシー州 工場：米国ジョージア州
佛山発爾特克汽車零部件有限公司	本社・工場：中国広東省
湖北発爾特克汽車零部件有限公司	本社・工場：中国湖北省
FALTEC SRG GLOBAL(THAILAND) CO., LTD.	本社・工場：タイ・チャチェンサオ

(7) 従業員の状況（2021年３月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
2,219（968）名	△94（△160）名

（注）従業員数は就業人員であり、臨時従業員（パート・期間工・嘱託社員及び派遣社員）は（ ）内に年間平均人員数を外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
967 名	△10 名	44.4 歳	18.7 年

（注）従業員数は就業人員であり、臨時従業員（パート・期間工・嘱託社員及び派遣社員）755 名は含まれておりません。

(8) 主要な借入先の状況（2021年３月31日現在）

借入先	借入額
㈱みずほ銀行	4,009 百万円
㈱横浜銀行	3,295 百万円
㈱商工組合中央金庫	3,132 百万円
農林中央金庫	2,890 百万円
㈱福岡銀行	2,755 百万円
㈱りそな銀行	1,425 百万円
㈱三菱UFJ銀行	1,290 百万円

主要取引金融機関と総額19,800百万円の当座貸越契約及びコミットメントライン契約を締結しております。なお、当期末における当該枠での借入実行残高は7,200百万円であります。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

２．会社の現況

(1) 株式の状況（2021年３月31日現在）

① 発行可能株式総数　　33,000,000株

② 発行済株式の総数　　9,378,600株（うち自己株式687株）

③ 株主数　　9,047名（前期末比3,779名減）

④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
TPR㈱	5,207,100株	55.53%
GUANGDONG TGPM AUTOMOTIVE INDUSTRY GROUP CO., LTD.	444,408株	4.74%
SRG GROBAL, LLC	377,655株	4.03%
日本マスタートラスト信託銀行㈱（信託口）	227,300株	2.42%
㈱JCU	180,000株	1.92%
INTERACTIVE BROKERS LLC	157,100株	1.68%
㈱日本カストディ銀行（信託口）	105,000株	1.12%
SMBC日興証券㈱	73,700株	0.79%
㈱日本カストディ銀行（信託口５）	54,200株	0.58%
㈱日本カストディ銀行（信託口６）	47,500株	0.51%

（注）持株比率は、自己株式（687株）を控除して計算しております。

⑤ 事業年度中に会社役員に対して職務執行の対価として交付された株式に関する事項

該当事項はありません。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（2021年３月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	文屋 仁志	最高経営責任者
代表取締役副社長	髙野 浩	
取締役会長	末廣 博	TPR㈱ 代表取締役会長 兼 CEO
取締役	花岡 繁	専務執行役員 兼 購買センター長 TPR㈱ 常務執行役員
取締役	篠田 好洋	専務執行役員 最高財務責任者 兼 経営管理センター長
取締役	田中 俊之	常務執行役員 兼 生産センター長 兼 FALTEC EUROPE LIMITED Chairman
取締役	岸 雅伸	TPR㈱ 代表取締役 社長 兼 COO
取締役	木村 新	
常勤監査役	佐藤 孝之	
常勤監査役	内山 勝弘	
監査役	吉野 保則	東洋埠頭㈱ 社外監査役
監査役	平野 高志	ブレークモア法律事務所 パートナー ㈱モルフォ 社外監査役

（注）１．取締役木村新氏は、社外取締役であります。
２．監査役吉野保則氏及び平野高志氏は、社外監査役であります。
３．常勤監査役佐藤孝之氏は、当社の経理部長の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
４．常勤監査役内山勝弘氏は、金融機関や当社の親会社であるTPR㈱の監査室長を歴任し、豊富な監査経験を有しております。
５．監査役吉野保則氏は、公認会計士として、財務及び会計に関する豊富な専門知識と高い見識を有しております。
６．監査役平野高志氏は、弁護士として、法律に関する豊富な専門知識と高い見識を有しております。
７．当事業年度中の取締役及び監査役の異動は次のとおりであります。
①2020年６月24日開催の第16回定時株主総会終結の時をもって、取締役小林毅氏、田島幸広氏は任期満了に伴い退任致しました。
②2020年６月24日開催の第16回定時株主総会終結の時をもって、監査役波田隆重氏は任期満了に伴い退任致しました。
③2020年６月24日開催の第16回定時株主総会において、新たに田中俊之氏は取締役に選任され就任致しました。
④2020年６月24日開催の第16回定時株主総会において、新たに内山勝弘氏は監査役に選任され就任致しました。
⑤2020年６月24日開催の第16回定時株主総会において、新たに徳岡宏行氏は取締役に選任され就任致しました。同氏は2021年１月31日をもって辞任により退任致しました。なお、退任時の重要な兼職は㈱プライムアシスタンスの代表取締役社長でありました。
８．当社は、木村新氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は取締役（業務執行取締役である者を除く）及び監査役との間で、会社法第423条第１項の損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、金500万円または会社法第425条第１項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として損害賠償責任を負担するものとしております。

③ 補償契約の内容の概要

該当する事項はありません。

④ 役員等賠償責任保険の内容の概要

該当する事項はありません。

⑤ 取締役及び監査役の報酬等

１）取締役および監査役の報酬等の総額等（注１，注２）

役員区分	報酬等の総額（百万円）	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる役員の員数(人)
		基本報酬	業績連動報酬等（注3）		
			2018年度	2019年度	
取締役 (うち社外取締役)	115 (8)	111 (8)	0 (－)	3 (－)	9 (3)
監査役 (うち社外監査役)	36 (9)	36 (9)	－ (－)	－ (－)	5 (2)
合計 (うち社外役員)	152 (18)	148 (18)	0 (－)	3 (－)	14 (5)

注１．取締役の支給人員は、無報酬の取締役２名を除いております。

注２．各役員の個別報酬については、取締役会にて指名報酬委員会の答申内容に従うことを確認しております。

注３．取締役に対して業績連動報酬を支給しております。

業績連動報酬等の額は、各取締役基本年俸の30%を超えないものとしております。

業績連動報酬の額の算定の基礎として選定した業績指標は、経営上の収益性目標の達成状況を判断する指標として掲げている連結営業利益に営業外収益の一部を加えた値であります。

なお、当事業年度における業績指標値の目標は2,117百万円であり、実績は2,647百万円となりました。当事業年度実績に伴う業績連動報酬は、報酬額が決定された後、翌事業年度以降の報酬に加算されます。

2）取締役および監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役および監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、2013年３月28日開催の取締役会にて決議いたしました。

当社は、2012年１月18日開催の臨時株主総会において承認された報酬等の額の範囲で他社水準等を考慮の上、当社グループ各事業年度の業績向上並びに中長期的な企業価値の増大を念頭に、当社取締役に求められる能力及び責任に見合った水準とすることを基本方針としております。また、報酬額は取締役報酬の内容の決定に関する権限の適切な行使のため、手続の公正性・透明性・客観性を強化するため、指名報酬委員会の答申した内容を踏まえたうえで、決定しております。

A. 常勤取締役

固定報酬としての基本報酬、会社業績及び個人業績に連動した報酬としての業績連動報酬の他、当社グループの企業価値向上に向けたインセンティブとしてストックオプションを付与することも可能としております。

（ⅰ）基本報酬

役位に応じた全社的な役割、貢献に対する定額報酬

（ⅱ）業績連動報酬

各事業年度の会社業績及び個人業績に連動した報酬

毎事業年度の経営会議において決定される業績賞与支給基準により算出し、業績連動報酬の額は、業績連動報酬に係る指標に基づき報酬総額を算定し、各取締役の貢献度合いに応じ決定し、翌事業年度以降の基本報酬に加算して支給いたします。

B．社外取締役・非常勤取締役

その職務に鑑み、基本報酬のみを支給いたします。

C．常勤監査役・社外監査役

監査役の報酬は、監査役が当社グループ全体の職務執行を監査する責務を負うところから役位に応じて定額報酬として支給いたします。

3）取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2012年１月18日開催の臨時株主総会において年額220百万円以内と決議されております。当該臨時株主総会終結時点の取締役の員数は８名（うち、社外取締役は２名）です。

監査役の金銭報酬の額は、2008年４月１日開催の臨時株主総会において年額84百万円以内と決議しております。当該臨時株主総会終結時点の監査役の員数は３名です。

4）取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社は取締役会の諮問機関として指名報酬委員会を設置しており、各取締役の基本報酬の額および業績連動報酬の評価配分内容を審議し、取締役会に対し答申を行っております。

各取締役個人別報酬額の具体的内容は、指名報酬委員会の答申に基づき、文屋仁志取締役社長に一任しております。

⑥ 社外役員に関する事項

1）他の法人等の重要な兼職に関する事項

A．取締役徳岡宏行氏は、㈱プライムアシスタンスの代表取締役社長でありました。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

B．監査役吉野保則氏は、東洋埠頭㈱の社外監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

C．監査役平野高志氏は、ブレークモア法律事務所のパートナー及び㈱モルフォの社外監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

2）当事業年度における主な活動内容

氏　　名	地　　位	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に対して行った職務の概要
木 村　　新	取　締　役	当事業年度に開催された取締役会13回のすべて、予実算会議11回のうち10回に出席し、経営者の見地から独立した客観的立場より発言を行っております。また、上記のほか、９月から３月まで指名報酬委員会委員長として当事業年度に開催された指名報酬委員会４回のすべてに出席するなど、特に取締役等の指名、報酬について審議し取締役会に答申するにあたり重要な役割を担っております。
徳 岡 宏 行	取　締　役	2021年１月31日までに開催された取締役会７回のうち６回、指名報酬委員会のすべて及び予実算会議７回のすべてに出席し、業務執行者及び経営者としての豊富な経験と見識から発言を行っておりました。
吉 野 保 則	監　査　役	当事業年度に開催された取締役会13回のすべて、監査役会14回のすべて、予実算会議11回のすべてに出席し、主に公認会計士としての豊富な専門知識・見地から発言を行っております。また上記のほか、４月から８月まで指名報酬委員会委員長として当事業年度に開催された指名報酬委員会４回のすべてに出席するなど、特に取締役等の指名、報酬について審議し取締役会に答申するにあたり重要な役割を担っております。
平 野 高 志	監　査　役	当事業年度に開催された取締役会13回のすべて、監査役会14回のすべて、指名報酬委員会４回のすべて及び予実算会議11回のすべてに出席し、主に弁護士としての豊富な専門知識・見地から発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称　　EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	53百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	62百万円

(注) 1．当社は会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．当社監査役会は、会計監査人及び社内関係部署からの必要な資料の入手や報告を通じ、会計監査人の監査計画の内容、過年度における職務執行状況及び報酬見積の算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第１項の同意を行っております。

③ 非監査業務の内容
該当事項はありません。

④ 連結子会社の監査
海外にある当社の重要な連結子会社は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査（会社法または金融商品取引法（これらの法律に相当する外国法令を含む）の規定によるものに限る。）を受けております。

⑤ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針
当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める条項に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。
また上記に加え、会社法、金融商品取引法、公認会計士法等の法令違反による懲戒処分や監督官庁からの業務停止等の重大な処分を受けた場合、または会計監査人の監査品質、品質管理、独立性、総合的能力等の観点から、監査を遂行するのに不十分であると判断した場合等には、解任または不再任に関する議案を決議し、当社取締役会は、当該決議に基づき、当該議案を株主総会に提出します。

⑸ 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

ｉ） 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するために必要な体制の整備についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合する事を確保するための体制

当社は、社会の一員として法令及び定款に適合した公正、透明かつ効率的な事業活動を推進し社会的責任を果たします。

1） 取締役会を取締役会規則に基づき１ヶ月に１回以上開催し、重要な業務執行について審議、決定すると共に、取締役から業務執行状況の報告を受ける事などにより取締役の職務の執行を監督します。

2） 業務執行取締役、執行役員、常勤監査役を主なメンバーとした経営会議を月１回以上開催し、職務権限規程に基づき、業務執行に関する重要事項について、審議決定すると共に取締役会に上程すべき議題（決議事項・報告事項）について決定します。

3） 委員の過半数が社外役員で構成され、且つ社外役員を委員長とする指名報酬委員会は、代表取締役の業務執行の適正に関する評価を行い、これに基づき取締役会に対して提言及び必要に応じた勧告を行う機能を有し、代表取締役の職務の執行を監督します。

4） リスク管理活動の円滑な実践とリスク情報の共有を目的として、取締役社長、業務執行取締役、執行役員、常勤監査役及び部署長をメンバーとしたリスク管理委員会を設けます。

5） 法令遵守の基本方針並びに遵守事項の徹底を図ることを目的に、取締役社長、業務執行取締役、執行役員、常勤監査役及び部署長をメンバーとしたコンプライアンス委員会を設けます。

6） 「ファルテックグループ行動規範」を制定し当社及び当社グループに所属する全員が法令・規則等並びに社内規程の遵守を推進します。

7） 反社会的勢力からの不当な介入や要求に対しては、関連する社内規程等に基づき、毅然として対応します。

8） 当社業務の有効性・効率性及び法令遵守を確保するために内部監査部門による内部監査を実施し、その結果は取締役社長に報告されるほか定期的に取締役会に報告されます。

9） 当社は財務報告の信頼性確保及び金融商品取引法に定める内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、内部統制システムの構築を行い、その仕組みが有効かつ適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行います。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

情報資産管理規程等の当社諸規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体に記録し保存します。取締役及び監査役は常時これらの文書を閲覧できるものとします。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、当社の業務執行に係るリスクについて、その内容に応じてリスク管理規程等関連する社内規程に基づき、リスク管理委員会並びに各部門で適切に対応します。大規模地震等の非常災害発生に備え、対応組織の整備、情報連絡体制の構築、並びに定期的な防災訓練の実施等適切な対応体制を構築します。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

経営上の重要事項については、取締役会や経営会議において適宜審議決定し、また業務執行取締役、執行役員、常勤監査役を主たるメンバーとしたＣＯＭ（Corporate Officers Meeting）その他の報告会議体において情報共有する等、効率的な業務運営を実施します。各取締役は、役員規程、職務権限規程に基づき指定された決定権限の範囲内で、担当業務について決定し執行します。取締役は、３ヶ月に１回以上、職務の執行状況について取締役会に報告します。また内部監査部門は、効率的な取締役の業務執行がなされるよう内部監査を実施し、その結果を取締役社長に報告します。

⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

使用人は取締役社長並びに業務を担当する取締役の指揮命令の下、ファルテックグループ行動規範並びにコンプライアンス規程等社内規程に基づき職務の執行を行います。使用人の職務の執行は業務執行手続や報告等を通して、取締役の監督を受けます。

またコンプライアンス委員会を定期的に開催し法令遵守の徹底を図ると共に内部監査を実施しその結果を取締役社長に報告します。

更には監査部門、監査役及び外部弁護士を窓口とした内部通報体制を構築し、通報者の保護を図りつつ公正な職務の遂行を確保する体制を確立します。内部通報の情報についても定期的に取締役会に報告します。

⑥ 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は親会社と相互に経営の独立性を維持しながら企業グループを形成し、親会社と共にグローバルな自動車業界でのプレゼンスを高めていきます。親会社からの独立性の維持にあたり親会社と当社の利益相反に十分留意します。

また当社及び当社子会社よりなる当社企業グループにおける業務が適正かつ効率的に行われるよう当社は当社子会社に対し適切な管理監督、協議、指導助言が行われる体制を構築します。

1） 当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社子会社管理規程により各子会社の承認事項、報告事項を定め、当社決裁権限者が承認、報告受領する体制を構築します。当社各部門は子会社との連携を密接にし、子会社における重要な業務の進展に関与します。

2） 当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は各子会社に対し経営に関する重要な計画を策定させると共に、各子会社から業績並びに業務の進展状況に係る報告を定期的に受領し、定期的に当社取締役会に報告します。各子会社はリスク管理規程を制定の上リスク管理を実行し、リスク管理上重要な発生事実に関しては、発生後直ちに発生事実報告を当社あて提出する体制とします。

3） 当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社各部門が子会社の重要な業務に関し本社会議体を活用した協議、指導助言を行うほか、当社子会社管理規程並びに各子会社の職務権限規程により子会社取締役等の決裁権限を規定し、子会社の業務遂行が効率的に行われる体制を構築します。

4） 当社の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合する事を確保するための体制

ファルテックグループ行動規範をグループ各子会社に展開し、誓約書提出及び継続的な誓約書確認によりコンプライアンス意識の維持、向上を図ると共に各子会社がコンプライアンス規程を制定の上、法令並びに定款の遵守を図ります。

当社内部監査部門が子会社の内部監査も行うほか、当社内部通報窓口は子会社からの通報にも対応する体制とします。

⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社監査役がその職務を補助する使用人を置くことを求めた場合には、当社監査役と協議の上、必要に応じて当社監査役の職務を補助する使用人を置きます。

⑧ 監査役の職務を補助すべき使用人の当社取締役からの独立性に関する事項

監査役を補助する使用人は、当社取締役から独立しており監査役の指揮命令にのみ服します。

⑨ 監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助する使用人の人事及び給与等の待遇を決定ないし変更するに際しては監査役会との事前協議を要します。

⑩ 監査役への報告に関する体制

1） 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制

取締役及び使用人は、監査役が報告すべきと定めた事項、会社に著しい損害を及ぼす可能性のある事実のほか当社の業務執行上重要と判断される事項について監査役に報告します。また内部通報窓口への通報についても監査役に報告します。

2） 子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制

当社の取締役及び使用人は、グループ会社各社における重大なリスクの発生及びファルテックグループ行動規範や法令等に対する違反を監査役に報告します。内部通報窓口に対するグループ各社からの通報についても監査役に報告します。

⑪ 監査役に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けない事を確保するための体制

当社は監査役への報告を行った者が、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを受けることを禁止し、その旨を当社並びに当社グループの取締役及び使用人に周知徹底します。また内部通報を行った者に対しても、通報者の不利益取扱いを禁止します。

⑫ 監査役の職務の遂行について生じる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の遂行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は監査役又は監査役会が監査の実施のために、弁護士、公認会計士、その他の社外の専門家に対して助言を求める、又は調査、鑑定、その他の事務を委託するなどのために所要の費用を請求するときは、当該請求に係る費用が監査役又は監査役会の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、これを承認します。

⑬ その他当社監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社並びに子会社の取締役は、監査役の職務の執行のための必要な体制（監査環境）の整備に留意します。

監査役は取締役会の他重要な会議に出席すると共に、当社が保存・管理する資料等を閲覧できるものとします。代表取締役・業務執行取締役・社外取締役・執行役員・部署長と監査役とは、経営環境や重要課題等について相互に認識を高めるため定期的に会合を持ちます。

監査役監査の有効性を確保するため、当社及び当社グループの内部監査を実行する当社監査部署は、毎月監査役に対して監査報告を行います。監査役は、監査役監査基準に従い、当社及び当社子会社の取締役の職務執行及び取締役会の意思決定の監査を通して、監査役監査の有効性を確保します。

ⅱ）業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 社外取締役の監督機能の確保として、月１回以上開催される取締役会に加え、月１回開催を予定している予実算会議に出席し、活発な議論が行われております。

② 業務執行取締役、執行役員、常勤監査役を主なメンバーとした経営会議を開催し、職務権限規程に基づき、業務執行に関する重要事項について、審議決定すると共に取締役会に上程すべき議題（決議事項・報告事項）について決定されております。

また、業務執行取締役、執行役員、常勤監査役を主たるメンバーとしたＣＯＭを原則隔週で開催し、情報の共有を図っております。

③ 監査役監査の実効性の確保として、月１回以上開催される監査役会及び取締役会に加え、経営会議や予実算会議等重要な会議に出席すると共に、重要な決裁書類の閲覧を行っております。

④ リスク管理活動の円滑な実践とリスク情報の共有を目的として、取締役社長、業務執行取締役、執行役員、常勤監査役及び部署長をメンバーとしたリスク管理委員会を年２回開催し、リスク管理活動について円滑に実践、かつ徹底し、リスク管理に必要な情報の共有化を図っております。

⑤ 法令遵守の基本方針並びに遵守事項の徹底を図ることを目的として、取締役社長、業務執行取締役、執行役員、常勤監査役及び部署長をメンバーとしたコンプライアンス委員会を年２回開催し、法令遵守について円滑に実践、かつ徹底を図っております。

(6) 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、買収防衛策等、現時点では特に定めておりませんが、今後も引き続き社会情勢等の変化に注視しつつ弾力的な検討を行って参ります。

(7) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社グループは、株主の皆様への利益還元を経営の最重要課題の一つと認識しており、剰余金の配当につきましては、長期的な視点に立ち海外拠点の拡充及び商品開発や生産性向上のための設備投資並びに成長領域への投資や財務基盤の充実を図りつつ、連結業績・投資計画の状況を考慮したうえで、安定的・継続的に配当を行うよう努めていきたいと考えております。

なお、定款には、中間配当の基準日を毎年９月30日とする旨、並びに配当の決定機関は、株主総会の決議によらず取締役会で決議できる旨を定めており、臨機応変に配当を決定できるようにしております。

当事業年度の期末配当金につきましては、2021年５月24日開催の取締役会にて１株当たり29円とすることを決議致しました。また、支払開始日は2021年６月10日としております。

連結貸借対照表

(2021年３月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	**38,954**	**流動負債**	**31,529**
現金及び預金	12,710	支払手形及び買掛金	8,055
受取手形及び売掛金	17,409	電子記録債務	4,048
たな卸資産	7,029	短期借入金	7,614
その他	1,808	1年内返済予定の長期借入金	4,607
貸倒引当金	△2	リース債務	1,055
固定資産	**30,508**	未払法人税等	493
有形固定資産	**27,557**	賞与引当金	1,034
建物及び構築物	10,064	その他	4,620
機械装置及び運搬具	6,476	**固定負債**	**16,775**
工具、器具及び備品	1,096	長期借入金	10,232
土地	6,455	リース債務	518
リース資産	1,368	退職給付に係る負債	4,584
建設仮勘定	2,097	再評価に係る繰延税金負債	1,007
無形固定資産	**966**	その他	432
投資その他の資産	**1,984**	**負債合計**	**48,305**
投資有価証券	360	(純資産の部)	
繰延税金資産	1,328	**株主資本**	**17,155**
その他	302	資本金	2,291
貸倒引当金	△6	資本剰余金	609
		利益剰余金	14,255
		自己株式	△0
		その他の包括利益累計額	**1,860**
		その他有価証券評価差額金	71
		土地再評価差額金	2,040
		為替換算調整勘定	483
		退職給付に係る調整累計額	△734
		非支配株主持分	**2,141**
		純資産合計	**21,158**
資産合計	**69,463**	**負債純資産合計**	**69,463**

(記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。)

連結損益計算書

（2020年４月１日から
2021年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		69,799
売上原価		58,750
売上総利益		11,049
販売費及び一般管理費		9,089
営業利益		1,960
営業外収益		
受取利息	40	
受取配当金	7	
持分法による投資利益	18	
補助金収入	119	
助成金収入	687	
その他	176	1,050
営業外費用		
支払利息	135	
為替差損	20	
その他	20	175
経常利益		2,835
特別利益		
固定資産売却益	37	
投資有価証券売却益	196	233
特別損失		
固定資産除売却損	106	
減損損失	208	
工場休止損失	20	336
税金等調整前当期純利益		2,732
法人税、住民税及び事業税	734	
法人税等調整額	405	1,139
当期純利益		1,593
非支配株主に帰属する当期純利益		229
親会社株主に帰属する当期純利益		1,363

（記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。）

連結株主資本等変動計算書

（2020年４月１日から
2021年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,291	609	13,163	△0	16,063
当期変動額					
剰余金の配当			△271		△271
親会社株主に帰属する当期純利益			1,363		1,363
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					－
当期変動額合計	－	－	1,092	△0	1,091
当期末残高	2,291	609	14,255	△0	17,155

	その他の包括利益累計額						非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	45	△0	2,040	1,444	△1,578	1,951	2,055	20,070
当期変動額								
剰余金の配当						－		△271
親会社株主に帰属する当期純利益						－		1,363
自己株式の取得						－		△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	26	0		△961	844	△90	86	△4
当期変動額合計	26	0	－	△961	844	△90	86	1,087
当期末残高	71	－	2,040	483	△734	1,860	2,141	21,158

（記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。）

連結注記表

（連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等）

１．連結の範囲に関する事項

（１）連結子会社の状況

連結子会社の数　８社

連結子会社の名称

㈱アルティア

㈱テクノサッシュ

㈱北九州ファルテック

FALTEC EUROPE LIMITED［イギリス］

FALTEC AMERICA, INC.［アメリカ］

佛山発爾特克汽車零部件有限公司［中国］

湖北発爾特克汽車零部件有限公司［中国］

FALTEC SRG GLOBAL （THAILAND） CO., LTD.［タイ］

なお、当連結会計年度において、連結子会社であった広東発爾特克汽車用品有限公司は、出資持分の全てを譲渡したため、連結の範囲から除外しております。

（２）非連結子会社の名称等

非連結子会社の名称

広州愛路特亜汽車設備有限公司［中国］

ALTIA ENGINEERING SERVICE（THAILAND）CO.,LTD.［タイ］

（連結の範囲から除いた理由）

非連結子会社は小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

なお、当連結会計年度において、非連結子会社であったFAS CEBU CORPORATIONは清算結了により除外しております。

２．持分法の適用に関する事項

（１）持分法適用の関連会社数　１社

㈱いしかわファルテック

（２）持分法を適用していない非連結子会社の名称等

広州愛路特亜汽車設備有限公司［中国］

ALTIA ENGINEERING SERVICE（THAILAND）CO.,LTD.［タイ］

（持分法を適用していない理由）

持分法を適用していない非連結子会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため持分法の適用範囲から除外しております。

なお、当連結会計年度において、持分法を適用していない非連結子会社であったFAS CEBU CORPORATIONは清算結了により除外しております。

3．会計方針に関する事項

（1）重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの	決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
時価のないもの	移動平均法による原価法

② デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

時価法

③ たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定）によっております。

イ．商品	主として移動平均法
ロ．製品	主として移動平均法
ハ．仕掛品・原材料	主として移動平均法
ニ．貯蔵品	最終仕入原価法

（2）重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）	主として定率法によっております。ただし、当社及び国内連結子会社は1998年４月１日以降取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。 なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。 建物及び構築物　７～50年 機械装置及び運搬具　２～12年 工具、器具及び備品　２～10年
② 無形固定資産（リース資産を除く）	定額法によっております。ただし、ソフトウエア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。
③ リース資産	所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とした定額法によっております。 なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取り決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

（3）重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金　　債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金　　従業員の賞与の支出に備えるため、将来の支給見込額のうち、当連結会計年度負担額を計上しております。

（4）退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10～12年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

（5）重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法　　金利変動リスクのヘッジとして繰延ヘッジ処理を行っております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象　　ヘッジ手段として金利スワップを行っており、借入金に係る金利変動リスクをヘッジ対象としております。

③ ヘッジ方針　　将来の金利変動によるリスクを回避することを目的としており、投機的な取引は行わない方針であります。

④ ヘッジ有効性評価の方法　　（金利スワップ）

繰延ヘッジについては、ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、継続して金利の変動による影響を相殺又は一定の範囲に限定する効果が明らかに見込まれるため、ヘッジの有効性の判定は省略しております。

（6）その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理　　消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当連結会計年度の費用として処理しております。

（会計方針の変更に関する注記）

該当事項はありません。

（会計上の見積りの変更に関する注記）

該当事項はありません。

（会計上の見積りに関する注記）

当連結会計年度末で入手可能な情報に基づき、翌連結会計年度においてもその影響が継続するものと仮定して、固定資産の減損の会計上の見積りを行っております。

１．英国子会社の固定資産の減損

（１）当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

減損損失　　― 百万円

有形固定資産　3,295百万円

（２）会計上の見積りの内容に関する理解に資するその他の情報

① 算出方法

上記有形固定資産について、継続的な営業損失に加え新型コロナウイルス感染症の蔓延や所在する英国経済の不確実性等を総合的に勘案した結果、減損の兆候があると判断しましたが、回収可能価額としての使用価値の総額がその帳簿価額を上回っていたことから、減損損失は認識しておりません。

使用価値は将来キャッシュ・フローの割引現在価値として算定しており、将来キャッシュ・フローは合理的な範囲内で見積もった中期計画及びその後の成長率に基づいて算出しております。

② 主要な仮定

使用価値の見積りにおける主要な仮定は、中期計画に含まれる売上高、営業費用の見積り、中期計画の成長率及び割引率等です。

③ 翌年度の連結計算書類に与える影響

将来の経済条件の変動等により、将来キャッシュ・フロー及び割引率の見直しが必要となった場合には、翌年度の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

（表示方法の変更）

（「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用）

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年３月31日）を当連結会計年度の年度末に係る連結財務諸表から適用し、連結財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

ただし、当該注記においては、当該会計基準第11項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度に係る内容については記載しておりません。

（連結貸借対照表に関する注記）

１．有形固定資産の減価償却累計額　　52,280百万円

２．国内連結子会社である㈱アルティアは、橋本フォーミング工業㈱を2005年２月１日に吸収合併しており、「土地の再評価に関する法律」（平成10年３月31日公布法律第34号）に基づいて再評価された事業用土地を引き継ぎ、土地再評価差額金から再評価に係る繰延税金負債を控除した金額を土地再評価差額金として純資産の部に計上しており、同社を2007年10月１日に吸収分割した当社がこれを引き継いでおります。

再評価を行った年月日　　2000年３月31日

再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額　　△2,101百万円

再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年３月31日公布政令第119号）第２条第４項に定める地価税法に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行って算定する方法。

３．担保資産及び担保付債務

下記の資産を、下記債務の担保に供しております。

（単位：百万円）

担保資産	建物	323
	土地	340
合計		664
担保付債務	退職給付に係る負債	1,772

４．偶発債務

債務保証

（単位：百万円）

保証先	種類	金額
㈱いしかわ ファルテック	銀行借入保証	43
合計		43

（連結株主資本等変動計算書に関する注記）

１．当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数

普通株式　　9,378,600株

２．配当に関する事項

（１）配当支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額（百万円）	配当の原資	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2020年５月27日取締役会	普通株式	271	利益剰余金	29	2020年３月31日	2020年６月10日

（２）基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の総額（百万円）	配当の原資	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2021年５月24日取締役会	普通株式	271	利益剰余金	29	2021年３月31日	2021年６月10日

（金融商品に関する注記）

１．金融商品の状況に関する事項

（１）金融商品に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入による方針です。デリバティブは、借入金の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行いません。

（２）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は顧客の信用リスクに晒されていますが、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行い、主な取引先の与信状況を定期的に把握する体制としております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されていますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に時価や企業の財務状況等を把握しております。

営業債務である支払手形及び買掛金並びに電子記録債務はそのほとんどが１年以内の支払期日です。借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金は主に設備投資に係る資金調達です。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されていますが、このうち長期のものについては、支払金利の固定化を図るために、個別契約ごとにデリバティブ取引（金利スワップ取引）をヘッジ手段として利用しています。ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法については、前述の連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等「３．会計方針に関する事項　（５）重要なヘッジ会計の方法」をご覧下さい。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた社内ルールに従って行っており、また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されていますが、各部署からの報告に基づき、経理部が適時に資金繰計画を作成・更新するなどの方法により管理しております。

（３）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価額に基づく価額のほか、市場価額がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

２．金融商品の時価等に関する事項

2021年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
（１）現金及び預金	12,710	12,710	－
（２）受取手形及び売掛金	17,409	17,409	－
（３）投資有価証券			
その他有価証券	194	194	－
資産計	30,313	30,313	－
（１）支払手形及び買掛金	8,055	8,055	－
（２）電子記録債務	4,048	4,048	－
（３）短期借入金			
（１年内返済予定の長期借入金を含む）	12,221	12,221	－
（４）長期借入金	10,232	10,237	5
負債計	34,558	34,563	5
デリバティブ取引（※）	(20)	(20)	－

（※）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（　）で示しております。

(注) １．金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資　産

（１）現金及び預金、（２）受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

（３）投資有価証券

これらの時価については、主に市場価格によっております。

負　債

（１）支払手形及び買掛金、（２）電子記録債務、（３）短期借入金（１年内返済予定の長期借入金を含む）

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

（４）長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

デリバティブ取引

取引金融機関から提示された価格を時価としております。

(注) ２．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：百万円）

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式（関係会社株式を含む）	166

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから「資産（３）投資有価証券」には含めておりません。

（１株当たり情報に関する注記）

１．１株当たり純資産額	2,027円76銭
２．１株当たり当期純利益	145円45銭

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

貸　借　対　照　表

(2021年３月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**18,304**	**流動負債**	**22,981**
現金及び預金	4,751	支払手形	76
受取手形	96	買掛金	3,877
売掛金	8,894	電子記録債務	2,451
電子記録債権	81	短期借入金	7,200
商品及び製品	1,233	関係会社短期借入金	500
仕掛品	433	1年内返済予定の長期借入金	4,367
原材料及び貯蔵品	2,212	リース債務	952
前渡金	327	未払金	450
前払費用	153	未払費用	1,256
未収入金	119	未払法人税等	324
その他	1	未払消費税等	148
固定資産	**26,868**	前受金	32
有形固定資産	**13,700**	預り金	41
建物	2,946	賞与引当金	781
構築物	149	設備関係支払手形	497
機械及び装置	2,598	その他	22
車両運搬具	0	**固定負債**	**12,640**
工具、器具及び備品	438	長期借入金	8,852
土地	4,988	リース債務	416
リース資産	1,246	再評価に係る繰延税金負債	1,007
建設仮勘定	1,331	退職給付引当金	2,322
無形固定資産	**554**	資産除去債務	42
借地権	55	**負債合計**	**35,622**
電話加入権	27	**(純資産の部)**	
施設利用権	7	**株主資本**	**7,439**
ソフトウエア	432	資本金	2,291
ソフトウエア仮勘定	30	資本剰余金	2,404
投資その他の資産	**12,614**	資本準備金	791
投資有価証券	214	その他資本剰余金	1,613
関係会社株式	8,233	利益剰余金	2,744
関係会社長期貸付金	5,186	その他利益剰余金	2,744
出資金	8	繰越利益剰余金	2,744
繰延税金資産	1,072	自己株式	△0
その他	95	**評価・換算差額等**	**2,111**
貸倒引当金	△2,197	その他有価証券評価差額金	71
		土地再評価差額金	2,040
		純資産合計	**9,551**
資産合計	**45,173**	**負債純資産合計**	**45,173**

(記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。)

損　益　計　算　書

（2020年４月１日から
2021年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		40,641
売上原価		34,972
売上総利益		5,669
販売費及び一般管理費		3,906
営業利益		1,763
営業外収益		
受取利息及び配当金	275	
技術供与収入	16	
不動産賃貸料	21	
補助金収入	113	
助成金収入	388	
その他	88	904
営業外費用		
支払利息	103	
為替差損	14	
不動産賃貸費用	16	
貸倒引当金繰入額	373	
その他	4	511
経常利益		2,155
特別利益		
関係会社株式売却益	219	219
特別損失		
固定資産除売却損	94	
減損損失	2	97
税引前当期純利益		2,278
法人税、住民税及び事業税	579	
法人税等調整額	174	754
当期純利益		1,523

（記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。）

株主資本等変動計算書

（2020年４月１日から
2021年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	2,291	791	1,613	2,404	1,492	1,492	△0	6,188
当期変動額								
剰余金の配当				－	△271	△271		△271
当期純利益				－	1,523	1,523		1,523
自己株式の取得				－		－	△0	△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				－		－		－
当期変動額合計	－	－	－	－	1,251	1,251	△0	1,251
当期末残高	2,291	791	1,613	2,404	2,744	2,744	△0	7,439

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	45	△0	2,040	2,085	8,273
当期変動額					
剰余金の配当				－	△271
当期純利益				－	1,523
自己株式の取得				－	△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	26	0		26	26
当期変動額合計	26	0	－	26	1,277
当期末残高	71	－	2,040	2,111	9,551

（記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。）

個別注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1．資産の評価基準及び評価方法

（1）有価証券の評価基準及び評価方法

①関係会社株式　　移動平均法による原価法

②その他有価証券

・時価のあるもの　　決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・時価のないもの　　移動平均法による原価法

（2）デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

時価法

（3）たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定）によっております。

①商品　　主として移動平均法

②製品　　主として移動平均法

③仕掛品・原材料　　主として移動平均法

④貯蔵品　　最終仕入原価法

2．固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産（リース資産を除く）　　定率法によっております。ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。

建物・構築物　　７～50年

機械及び装置・車両運搬具　２～12年

工具、器具及び備品　　２～10年

（2）無形固定資産（リース資産を除く）　　定額法によっております。ただし、ソフトウエア（自社利用）については、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

（3）リース資産　　所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とした定額法によっております。

なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取り決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

3．引当金の計上基準

（1）貸倒引当金　　債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

（2）賞与引当金　　従業員の賞与の支出に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。

（3）退職給付引当金　　従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

4．重要なヘッジ会計の方法

（1）ヘッジ会計の方法　　金利変動リスクのヘッジとして繰延ヘッジ処理を行っております。

（2）ヘッジ手段とヘッジ対象　　ヘッジ手段として金利スワップを行っており、借入金に係る金利変動リスクをヘッジ対象としております。

（3）ヘッジ方針　　将来の金利変動によるリスクを回避することを目的としており、投機的な取引は行わない方針であります。

（4）ヘッジ有効性評価の方法　　（金利スワップ）

繰延ヘッジについては、ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、継続して金利の変動による影響を相殺又は一定の範囲に限定する効果が明らかに見込まれるため、ヘッジの有効性の判定は省略しております。

5．その他計算書類作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理　　消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

（会計方針の変更に関する注記）

該当事項はありません。

（会計上の見積りの変更に関する注記）

該当事項はありません。

（会計上の見積り関する注記）

当事業年度末で入手可能な情報に基づき、翌事業年度においてもその影響が継続するものと仮定して、貸付金に対して貸倒引当金の会計上の見積りを行っております。

１．英国子会社に対する貸付金における貸倒引当金

（１）当事業年度の計算書類に計上した金額

貸倒引当金繰入額	373百万円
貸倒引当金	2,071百万円
関係会社長期貸付金	5,066百万円

（２）会計上の見積りの内容に関する理解に資するその他の情報

① 算出方法

当事業年度末における貸倒懸念債権については個別に回収可能性を勘案しており、回収可能価額については貸付先の財政状態に貸付先の中期計画を加味して算出しております。

② 主要な仮定

貸付先の将来の中期計画の見積りにおける主要な仮定は、これに含まれる売上高、営業費用の見積り等です。

③ 翌年度の計算書類に与える影響

将来の経済条件の変動等により、貸付先の中期計画の見直しが必要となった場合には、翌年度の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

（表示方法の変更）

（「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用）

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年３月31日）を当事業年度の年度末に係る財務諸表から適用し、財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

ただし、当該注記においては、当該会計基準第11項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る内容については記載しておりません。

（貸借対照表に関する注記）

１．有形固定資産の減価償却累計額　　42,413百万円

２．国内連結子会社である㈱アルティアは、橋本フォーミング工業㈱を2005年２月１日に吸収合併しており、「土地の再評価に関する法律」（平成10年３月31日公布法律第34号）に基づいて再評価された事業用土地を引き継ぎ、土地再評価差額金から再評価に係る繰延税金負債を控除した金額を土地再評価差額金として純資産の部に計上しており、同社を2007年10月１日に吸収分割した当社がこれを引き継いでおります。

再評価を行った年月日　　2000年３月31日

再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額　　△2,101百万円

再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年３月31日公布政令第119号）第２条第４項に定める地価税法に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行って算定する方法。

３．偶発債務

債務保証

（単位：百万円）

保証先	種類	金額
FALTEC AMERICA, INC.	銀行借入保証	442
佛山発爾特克汽車零部件有限公司	リース債務保証	1
㈱北九州ファルテック	銀行借入保証	1,540
㈱いしかわファルテック	銀行借入保証	43
合計		2,027

４．関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

（１）　短期金銭債権　　400百万円

（２）　短期金銭債務　　391百万円

（損益計算書に関する注記）

関係会社との取引高

１．　売上高　　1,042百万円

２．　営業費用　　2,894百万円

３．　営業取引以外の取引高　　279百万円

（株主資本等変動計算書に関する注記）

当事業年度末における自己株式の数　　普通株式　　687株

（税効果会計に関する注記）

繰延税金資産の発生の主な原因は、退職給付引当金、賞与引当金等であります。

（関連当事者との取引に関する注記）

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
子会社	㈱アルティア	所有 直接100%	資金の借入 役員の兼任	資金の借入 利息の支払	500 0	関係会社短期借入金	500
子会社	㈱テクノサッシュ	所有 直接100%	資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付 資金の回収 利息の受取	20 40 0	関係会社長期貸付金	120
子会社	㈱北九州ファルテック	所有 直接96.67%	債務保証 役員の兼任	債務保証	1,540	－	－
子会社	FALTEC EUROPE LIMITED	所有 直接100%	資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付 利息の受取	1,009 12	関係会社長期貸付金	5,066

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）１．資金の借入及び貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

２．㈱テクノサッシュへの貸付金に対し、120百万円の貸倒引当金を計上しております。また、当事業年度において20百万円の貸倒引当金戻入益を計上しております。

３．FALTEC EUROPE LIMITEDへの貸付金に対し、2,071百万円の貸倒引当金を計上しております。また、当事業年度において373百万円の貸倒引当金繰入額を計上しております。

４．債務保証については、各社の金融機関からの融資等に対して保証したものであり、取引金額は期末現在の保証残高であります。

（１株当たり情報に関する注記）

１．１株当たり純資産額　　1,018円52銭

２．１株当たり当期純利益　　162円47銭

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年５月19日

株式会社ファルテック
　取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人
東　京　事　務　所
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　月　本　洋　一　㊞
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　江　下　　聖　㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社ファルテックの2020年４月１日から2021年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ファルテック及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年５月19日

株式会社ファルテック

取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人
東　京　事　務　所
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　月　本　洋　一　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　江　下　　聖　㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社ファルテックの2020年４月１日から2021年３月31日までの第17期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、2020年４月１日から2021年３月31日までの第17期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

（１）監査役会は、監査の方針、活動計画、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（２）各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、活動計画、職務の分担等に従い、インターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、監査室その他の使用人、親会社の監査役その他の者と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所に関して業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を求め、その業務及び財産の状況を調査いたしました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。また、子会社の取締役及び使用人等からも必要に応じてその構築及び運用の状況について報告を受け、説明を求めました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

（１）事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても指摘すべき事項は認められません。

（２）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（３）連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年５月24日

株式会社ファルテック　監査役会

常勤監査役　佐藤孝之　㊞

常勤監査役　内山勝弘　㊞

社外監査役　吉野保則　㊞

社外監査役　平野高志　㊞

以　上

株主総会参考書類

議　案　取締役９名選任の件

取締役全員（８名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

また、取締役徳岡宏行氏は、2021年１月31日付で退任いたしました。つきましては、取締役９名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

【参考】取締役候補者一覧

候補者番号	ふりがな 氏名	現在の当社における地位及び担当	候補者属性
1	再任 岸（きし） 雅伸（まさのぶ）	取締役会長（非常勤）	
2	再任 文屋（ぶんや） 仁志（ひとし）	代表取締役 社長 最高経営責任者	
3	再任 篠田（しのだ） 好洋（よしひろ）	取締役 専務執行役員 最高財務責任者 経営管理センター長	
4	再任 花岡（はなおか） 繁（しげる）	取締役 専務執行役員 購買センター長	
5	再任 田中（たなか） 俊之（としゆき）	取締役 常務執行役員 生産センター長 FALTEC EUROPE LIMITED Chairman	
6	再任 末廣（すえひろ） 博（ひろし）	取締役（非常勤）	
7	新任 矢野（やの） 和美（かずみ）	―	
8	再任 木村（きむら） 新（しん）	社外取締役	社外取締役　独立役員
9	新任 坂本（さかもと） 剛（つよし）	―	社外取締役　独立役員

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴・地位・担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	岸（きし） 雅伸（まさのぶ） （1953年３月１日生）	1976年４月　TPR㈱入社 2000年６月　同社 品質技術部長 2001年10月　同社 生産技術部長 2004年10月　同社 技術開発部長 2006年６月　同社 技術企画室長 2007年６月　同社 執行役員 技術企画室長 2009年８月　同社 執行役員 技術企画室長 兼 製品開発部長 2011年６月　同社 取締役 常務執行役員 技術企画室長 2012年６月　同社 取締役 常務執行役員 焼結技術部長 2014年６月　同社 取締役 専務執行役員 2016年６月　同社 取締役 専務執行役員 経営企画室長 2017年６月　同社 代表取締役 社長 兼 COO 2018年６月　当社 取締役 2021年４月　TPR㈱ 代表取締役（現任） 当社 取締役会長（現任）	－
	（取締役候補者とした理由） 岸雅伸氏は、TPR㈱の業務執行者の経験を有しております。多様な視点と経験を当社の経営に活かしていただくことにより、取締役としてその職務を適切に遂行出来るものと判断し選任をお願いするものであります。		
2	文屋（ぶんや） 仁志（ひとし） （1956年10月11日生）	1979年４月　日産自動車㈱入社 2001年４月　同社 バリューアップ推進支援チーム 主管 2004年４月　同社 原価低減推進室 主管 2006年４月　㈱アルティア橋本入社 2007年４月　同社 VP生産管理部 兼 HPS推進室担当 2008年４月　当社 執行役員 兼 生産センター副センター長 2009年４月　当社 執行役員 兼 館林工場長 2010年４月　当社 執行役員 兼 生産センター長 兼 藤沢工場長 2011年４月　当社 執行役員 兼 九州工場長 2015年４月　FALTEC SRG GLOBAL THAILAND 社長 2017年11月　当社 執行役員 兼 生産センター副センター長 2018年４月　当社 常務執行役員 兼 生産センター長 兼 購買センター長 2018年６月　当社 代表取締役 社長 最高経営責任者 兼 生産センター長 2019年４月　当社 代表取締役 社長 最高経営責任者（現任）	2,100株
	（取締役候補者とした理由） 文屋仁志氏は、日産自動車㈱の業務執行者の経験を有しております。自動車産業の豊富な知識、経験を当社の経営に活かしていただくことにより、取締役としてその職務を適切に遂行出来るものと判断し選任をお願いするものであります。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴・地位・担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3	篠田好洋（しのだよしひろ） （1958年１月17日生）	1981年４月　㈱富士銀行入行 2004年７月　㈱みずほ銀行 王子支店長 2006年２月　同行 関連事業部長 2008年４月　同行 公務第三部長 2011年６月　社団法人中小企業研究センター 専務理事 2013年４月　公益社団法人中小企業研究センター 専務理事 2018年６月　当社 専務執行役員 兼 経営管理センター長 2019年６月　当社 取締役 専務執行役員 最高財務責任者 兼 経営管理センター長（現任）	500株
	（取締役候補者とした理由） 篠田好洋氏は、金融機関における長年の経験をもち、財務・会計に関する幅広い知見を有しております。多様な視点と経験を当社の経営に活かしていただくことにより、取締役としてその職務を適切に遂行出来るものと判断し選任をお願いするものであります。		
4	花岡繁（はなおかしげる） （1958年１月21日生）	1982年４月　TPR㈱入社 2005年10月　同社 品質保証部長 2008年９月　同社 経営企画室 主幹 2009年６月　同社 長野工場長 2010年６月　同社 海外事業部付主幹 UNITED PISTONRING, INC.出向（社長） 2012年６月　同社 執行役員 技術企画室長 2013年６月　同社 執行役員 製品開発部長 2014年６月　同社 執行役員 品質保証担当 2018年４月　同社 常務執行役員 当社 専務執行役員 兼 生産センター副センター長 2018年６月　当社 取締役 専務執行役員 兼 生産センター副センター長 2019年４月　当社 取締役 専務執行役員 2020年４月　当社 取締役 専務執行役員 兼 購買センター長（現任） 2021年４月　TPR㈱ 理事（現任）	－
	（取締役候補者とした理由） 花岡繁氏は、TPR㈱の業務執行者の経験を有しております。多様な視点と経験を当社の経営に活かしていただくことにより、取締役としてその職務を適切に遂行出来るものと判断し選任をお願いするものであります。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴・地位・担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
5	田中 俊之（たなか としゆき） （1963年７月９日生）	1986年４月　橋本フォーミング工業㈱入社 2007年４月　㈱アルティア橋本 生産管理部長 2011年４月　当社 企画室長 2013年４月　当社 執行役員 兼 企画室長 2015年３月　当社 執行役員 兼 生産センター長 2015年４月　当社 常務執行役員 兼 生産センター長 2015年６月　当社 取締役 常務執行役員 兼 生産センター長 2016年６月　当社 取締役 常務執行役員 兼 生産センター長 兼 購買センター長 2018年４月　当社 取締役 常務執行役員 兼 生産センター副センター長 兼 FALTEC EUROPE LIMITED Chairman 2018年６月　当社 常務執行役員 兼 購買センター長 兼 生産センター副センター長 兼 FALTEC EUROPE LIMITED Chairman 2019年４月　当社 常務執行役員 兼 生産センター長 兼 購買センター長 兼 FALTEC EUROPE LIMITED Chairman 2020年４月　当社 常務執行役員 兼 生産センター長 兼 FALTEC EUROPE LIMITED Chairman 2020年６月　当社 取締役 常務執行役員 兼 生産センター長 兼 FALTEC EUROPE LIMITED Chairman（現任）	100株
	（取締役候補者とした理由） 田中俊之氏は、当社の中で経営企画や生産に関する経験を有しております。自動車産業の豊富な知識、経験を当社の経営に活かしていただくことにより、取締役としてその職務を適切に遂行出来るものと判断し選任をお願いするものであります。		
6	末廣 博（すえひろ ひろし） （1958年９月11日生）	1981年４月　㈱富士銀行入行 2003年５月　㈱みずほ銀行 水戸支店長 2004年９月　㈱みずほコーポレート銀行 欧州営業第一部長 2006年４月　同行 欧州業務管理部長 2008年４月　同行 執行役員 営業第七部長 2011年４月　同行 常務執行役員 アジア・オセアニア地域統括役員 2014年４月　㈱みずほ銀行 常務執行役員 米州地域ユニット長 2015年４月　同行 専務執行役員 米州地域ユニット長 2017年４月　同行 副頭取執行役員 米州地域本部長 2018年５月　TPR㈱ 副社長執行役員 2018年６月　同社 取締役 副社長執行役員 2019年６月　当社 取締役会長 TPR㈱ 代表取締役会長 兼 CEO （現任） 2021年４月　当社 取締役（現任）	－
	（取締役候補者とした理由） 末廣博氏は、金融界において長年にわたり国内外の経営に携わり、また、TPR㈱の業務執行者の経験を有しております。多様な視点と経験を当社の経営に活かしていただくことにより、取締役としてその職務を適切に遂行出来るものと判断し選任をお願いするものであります。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴・地位・担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
7	矢野　和美（やの　かずみ） （1957年２月８日生）	1982年８月　TPR㈱入社 2006年６月　同社 長野工場 生産技術部長 2009年６月　同社 技術開発部長 2011年６月　同社 長野工場 生産技術部長 2012年６月　同社 執行役員 長野工場長 兼 生産企画室長 2013年12月　同社 執行役員 長野工場長 2017年６月　同社 取締役 常務執行役員 兼 TPR工業㈱ 代表取締役 社長 2019年６月　同社 取締役 専務執行役員 2021年４月　同社 代表取締役 社長 兼 COO（現任）	－
	（取締役候補者とした理由） 矢野和美氏は、TPR㈱にて主に生産技術部門での業務執行者を歴任しております。多様な視点と経験を当社の経営に活かしていただくことにより、取締役としてその職務を適切に遂行出来るものと判断し選任をお願いするものであります。		
8	木村　新（きむら　しん） （1949年５月11日生）	1974年４月　ダイハツ工業㈱入社 2000年６月　同社 商品企画部長 2002年６月　同社 取締役（国内企画部長・商品企画部担当） 2007年６月　同社 常務取締役 管理統轄副本部長、総務・広報・東京支社ブロック担当、東京支社長兼務 2008年６月　㈱ダイハツライフネット 取締役 社長 2011年４月　㈱ビジネスサポートセンター 取締役 社長 2012年６月　㈱ダイハツテクナー 取締役 社長 2014年６月　㈱ダイハツビジネスサポートセンター 相談役 2015年６月　当社 社外取締役（現任）	－
	（取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要） 木村新氏は、ダイハツ工業㈱の取締役を歴任しており、自動車産業の豊富な知識、経験を当社の経営に活かしていただくことにより社外取締役として専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等いただくことを期待したためであります。また、同氏が選任された場合は、指名報酬委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。なお、同氏の当社社外取締役在任期間は本定時株主総会終結の時をもって６年になります。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴・地位・担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
9	坂本（さかもと） 剛（つよし） （1957年３月21日生）	1979年４月　安田火災海上保険㈱入社 2004年４月　㈱損害保険ジャパン 四国サービスセンター 部長 2006年７月　同社 中部サービスセンター 第一部長 2010年４月　同社 東京サービスセンター 業務部長 2011年４月　同社 執行役員 東京サービスセンター 業務部長 2012年４月　同社 執行役員 サービスセンター 企画部長 2013年５月　独立行政法人土木研究所 監事 2015年５月　国立研究開発法人土木研究所 監事 2017年７月　独立行政法人国立印刷局 監事 （現任・2021年６月末日までに退任予定）	－
	（取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要） 坂本剛氏は、㈱損害保険ジャパンの業務執行者の経験を有しております。また、同氏は業務執行者として豊富な知識・知見を有しており、経験や外部の視点を当社の経営に活かして、社外取締役として専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等いただくことを期待したためであります。なお、同氏が選任された場合は、指名報酬委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。		

（注）１．各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

２．坂本剛氏が選任された場合、2021年７月１日就任といたしたいと存じます。

３．岸雅伸氏、花岡繁氏、末廣博氏及び矢野和美氏は現在又は過去10年間以内において当社親会社であるTPR㈱の業務執行者であります。なお、同社における現在及び過去10年間の地位及び担当は、「略歴・地位・担当及び重要な兼職の状況」欄に記載の通りであります。

４．各候補者の所有する当社の株式の数は、当期末（2021年３月31日）現在の株式数を記載しております。

５．木村新氏及び坂本剛氏は、社外取締役候補者であります。なお、木村新氏及び坂本剛氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

６．当社は、岸雅伸氏、末廣博氏及び木村新氏との間で会社法第427条第１項及び当社定款の規定に基づき、会社法第423条第１項の損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、金500万円または会社法第425条第１項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として損害賠償責任を負う責任限定契約を締結しており、岸雅伸氏、末廣博氏及び木村新氏の再任が承認された場合は、各氏との当該契約を継続する予定であります。また、矢野和美氏及び坂本剛氏が選任された場合は、同様の責任限定契約を締結する予定であります。

以　上

株主総会会場ご案内図

会場　　神奈川県川崎市幸区堀川町580番地
ソリッドスクエア 西館18階 当社会議室

＊西館 高層階(13～23階)用エレベータにて、18階まで
お越しください。

交通のご案内

ＪＲ東海道線・京浜東北線・南武線
川崎駅　中央西口または北口西より徒歩７分

京浜急行　京急川崎駅　西口より徒歩５分

●車椅子にてご来場の方には、会場内に専用スペースを設けております。（係りの者がご案内申し上げます。）

●お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

